

前編では、混合介護の背景、期待されるメリット、政策的な動向を紹介した。

後編では、今後のわが国の社会環境あるいは技術的動向を見据えたときに、混合介護という切り口から見た介護を取り巻く制度・サービスに求められる今後の展開の方向性を提起したい。

前編でも示したように、医療と違って介護保険制度では、一定の条件で自費サービスと組み合わせてサービスを利用することが可能である。これには、介護は医療行為のように専門職のみに許される行為ではない

明日への力

日本総合研究所

創発戦略センター

シニアスペシャリスト 齊木 大

16



ため、多くの事業者に参入してもらおうとした制度創設時以降の経緯がある。介護が必要な状態になったら、契約に基づいて、誰もが、確実に利用できることを保障するためにも、供給体制の充実が重視されたわけだ。

一方、このようにオープンな制度であるがゆえに、給付が無制限に拡大しないよう、給付の範囲が限定されている。訪問介護における食事の作りおきができない、「ベットのえさやりができない」といった例は、給付の範囲が細かく定められているがゆえに起る。この給付の範囲を守って明確に区

長寿命化、一人高齢者の増加、技術革新の三つだ。これらの観点を踏まえると、先に挙げた問題解決の方向性として次のような見出しが考えられる。

第一に給付の範囲については、これまで以上に今後、シニアの価値観が多様化してナショナルミニマムとして設定すべき介護の範囲を一律に適用しにくくなるのが考えられる。また、ケアを提供する環境におけるホームオートメーションやICTデバイスの活用程度の違いが大きくなれば、介護職に期待されるケアの量・内容が異なるため、介護給付で提供するケア量を制度にお

だ。ケアマネジャーのよつに本人の意思決定を支援する職域を充実させたり、契約内容やプロセスを分かりやすくデザインしたりといった取り組みは当然必要だが、その支援にかかるコストを考えるとそれだけでは不足だ。例えば、代理人を選定しておき日常的なサービス選択や契約を代理人に委ねるような仕組みを作ったり、利用者の勤務先を説明し理解度を確認し同意を得る工程にAIやコミュニケーションロボットを捉えて活用・応用したりと、介護保険制度の範囲に捉われずに、仕組みと技術の両面から問題解決を考えていくことが求められる。

混合介護を契機に技術革新とニーズ多様化を捉えた議論を

分できるのであれば、混合介護は現状でも実施できるルールになっているのである。

実はここに、混合介護を考えることで見える本質的な問題が二つある。第一に、「給付の範囲の設定が妥当なのか」、第二に「明確に区分できるのか」だ。第二の問題は、より掘り下げれば「利用者（高齢者）が区分を理解できるのか」という問題に読み替えることができる。

いて一定とすることの意味が小さくなる。したがって、本人の生活特性やケア環境に応じてより細かに給付の基準を定めるか、あるいは時間単位ではなく状態に応じた包括的な給付にしていくかの検討が必要だろう。

混合介護は、一見、介護保険制度における規制緩和の問題と捉えられがちだ。もちろん、介護保険制度における規制・ルールを緩和することで、より柔軟な混合介護が可能となる部分もある。しかし本質的には、これからの社会環境を見据えた介護給付そのもののあり方の見直しや、あるいは介護保険制度に捉われずにより広い視野に立った技術や仕組みを開発・応用といった問題が含まれている。

第二に利用者側の理解については、長寿命化と一人高齢者の増加に伴い、今以上にサービス内容の理解が困難な利用者が増えることが見込まれる。認知機能の低下だけでなく、身近に家族が少ないことはサービスの選択や契約の支援力が乏しくなるから

財源や人的資源が限られる中、介護保険制度が高齢者とその家族のQOLを保つセーフティーネットとして機能し続けられるよう、本質的な取り組みをすすべきた。

介護保険制度が創設された2000年頃と現在（2019年）には将来では、こじつた問題をより掘り下げる必要がある。最たるものは、

介護保険制度が創設された2000年頃と現在（2019年）には将来では、こじつた問題をより掘り下げる必要がある。最たるものは、

* 記事に関するお問い合わせは redweb@ml.jri.co.jp までお願い致します。